

美唄市公営住宅建替え基本構想等策定市民検討委員会傍聴要領(案)

1 傍聴する場合の手続き

- (1)美唄市公営住宅建替え基本構想等策定市民検討委員会の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入した上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2)傍聴の受付は先着順で行いますが、会議室の都合により、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1)会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2)会議において、飲食などはできません。
- (3)会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、会議の委員長等が認めた場合は、この限りではありません。
- (4)その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1)上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2)傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。